

マイナ保険証への移行に伴う健康保険証廃止後の取扱い

1 要 旨

マイナンバー法等の一部改正により、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴い、本年12月2日以降、従来の紙の健康保険証※が廃止され、新規発行および再発行もされません。※紙だけでなくプラスチック製などもあります。

このことに対して、市民の皆様から「何が変わるのか」、「どうすればよいのか」、「今持っている保険証は直ちに利用できなくなるのか」といった不安や疑問が寄せられています。

本年12月2日以降の健康保険証廃止後の取扱いを説明します。

2 マイナ保険証

(1) マイナ保険証の利点

マイナ保険証を利用することで、急病時や旅行先等での体調不良時でも、薬剤情報等の提供に同意すると、かかりつけ医以外でも過去に処方された薬や特定検診などの情報を円滑に共有できます。

将来、電子カルテの検査結果なども連携・共有されて、救急搬送時にも医療情報が連携され、安全・安心なより良い医療を受けられます。また、限度額適用認定証の事前発行が不要となるため、患者さんの手間が軽減されます。

本市では、後述【5 マイナ保険証の利用登録方法】のとおり、マイナ保険証の利用登録を支援させていただきます。

(2) 本市におけるマイナ保険証の保有状況 ※本年9月末現在

① 静岡市民のマイナンバーカード保有率

マイナンバーカードを持っている方は77.3%、持っていない方は22.7%です。

② 静岡市民のマイナ保険証保有状況

静岡市が保険者(健康保険事業の運営者)となっている静岡市国民健康保険、静岡県後期高齢者医療制度以外の方の状況は把握できません。

静岡市国民健康保険の被保険者 122,413 人のうち、マイナ保険証をお持ちの方は 81,097 人(66.2%)です。 ※お持ちでない方 41,316 人(33.8%)

静岡県後期高齢者医療制度の被保険者 120,641 人のうち、マイナ保険証をお持ちの方は 75,591 人(62.7%)です。 ※お持ちでない方 45,050 人(37.3%)

3 紙の健康保険証の廃止後の取扱い

(1) マイナ保険証での受診が基本

厚生労働省や政府広報によると、本年12月2日以降、医療機関等では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録したマイナ保険証での受診を基本とする仕組みに移行するとしています。

(2) 紙の健康保険証の使用期限

本年12月2日以降、紙の健康保険証は、新規発行および再発行されなくなりますが、それまでに発行済の健康保険証は、令和7年12月1日までは引き続き使用することが可能です。

ただし、有効期限が令和7年12月1日以前の日が記載されている保険証は、その日が使用期限となります。

保険証の有効期限	有効期限の記載なし	有効期限の記載あり	
		有効期限 令和7年12月2日以降	有効期限 令和7年12月1日以前
保険証の使用期限	令和7年12月1日まで	令和7年12月1日まで	保険証に記載の日まで

(3) 「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の送付

マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する際やマイナ保険証をお持ちでない方が受診する際などに必要な書類を、各保険者から送付します。

いずれもお手元に大切に保管いただき、必要に応じて活用ください。

① マイナ保険証をお持ちの方あて

被保険者の方の資格情報などが記載された「資格情報のお知らせ※」が送付されます(送付済みの保険者もあります)。

② マイナ保険証をお持ちでない方

紙の保険証と同様の「資格確認書※」が送付されます。

③ 「マイナンバーカード」をお持ちでない方

紙の保険証と同様の「資格確認書※」が送付されます。 ※別添参照

4 マイナ保険証をお持ちの方やお持ちでない方などの状況別の受診方法

① マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証を医療機関の窓口の専用機器で認証の上受診してください。

一部医療機関ではマイナ保険証が利用できない場合がありますので、その際には、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」をご提示ください。

②マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」を医療機関の窓口で提示して受診してください。

③「マイナンバーカード」をお持ちでない方

「資格確認書」を医療機関の窓口で提示して受診してください。

④その他

要配慮者（高齢の方や障害をお持ちの方）等、マイナ保険証での受診が困難な場合には、本人の申請により「資格確認書」が交付される予定です。

各保険者により対応等は異なりますが、静岡市国民健康保険の場合は、マイナ保険証を持っている方でも、各区の保険年金課の窓口で申請することにより、「資格確認書」を交付することが可能ですので ご活用ください。

医療機関受診時に必要なもの（令和6年12月2日以降）

マイナンバーカードを 持っている方

マイナ保険証を 持っている方

マイナ保険証

資格情報のお知らせ

※ マイナ保険証が利用できない一部医療機関
ではマイナ保険証と一緒にご提示ください

「マイナ保険証」を窓口の専用の
読取機器に提示してください

マイナ保険証を 持っていない方

資格確認書

「資格確認書」を
窓口で提示してください

マイナンバーカードを 持っていない方

資格確認書

「資格確認書」を
窓口で提示してください

5 マイナ保険証の利用登録方法

マイナンバーカードは、保険証利用登録を行うことで、マイナ保険証として利用できるようになります。

各区役所の支援窓口や最寄りの医療機関、薬局、セブン銀行ATM、インターネットの「マイナポータル」サイトで手続きしていただけます。

また、コールセンターも設置していますので、手続きに不安がある方はご利用ください。

【支援窓口やコールセンターの開設期間など】

開設期間	令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで （時間：平日8時30分から17時15分まで）
支援窓口	葵区役所 1階特設ブース （葵区追手町5番1号）
	駿河区役所 1階特設ブース （駿河区南八幡町10番40号）
	清水区役所 1階特設ブース （清水区旭町6番8号）
コールセンター	電話番号：050-5369-9472 （通話料お客様負担）

6 各保険者における対応

紙の健康保険証の廃止後の取扱いは、保険者ごとに、お知らせの時期・方法等が異なります。今後、各保険者からご案内がありますのでお待ちください。（すでにご案内済みの保険者もあります）。

(1) 静岡市国民健康保険及び静岡県後期高齢者医療制度における対応

本年7月、本市の国民健康保険及び静岡県後期高齢者医療制度に加入されている被保険者向けに、令和7年7月31日まで使用することができる健康保険証を送付するとともに、紙の健康保険証廃止のご案内を同封しました。

国民健康保険では、今回の制度改正に合わせ、本年12月2日以降新たに加入した方に対して、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証やマイナンバーカードをお持ちでない方には「資格確認書」を、加入時に窓口で交付します。

また、令和7年7月の一斉更新時には、有効期限を令和8年7月31日までとした書類を送付することを予定しています。その際には、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証やマイナンバーカードをお持ちでない方には「資格確認書」を、お届けします。ご本人からの申請は必要ありません。

後期高齢者医療制度については、令和7年7月31日までの暫定措置としてマイナ保険証の有無にかかわらず、「資格確認書」のみ交付します。なお、令和7年8月1日以降のスケジュールは、国民健康保険と同様です。

【担当】○「マイナ保険証」利用登録支援

DX 推進課 054-221-1341

○国民健康保険・後期高齢者医療制度

保険年金管理課

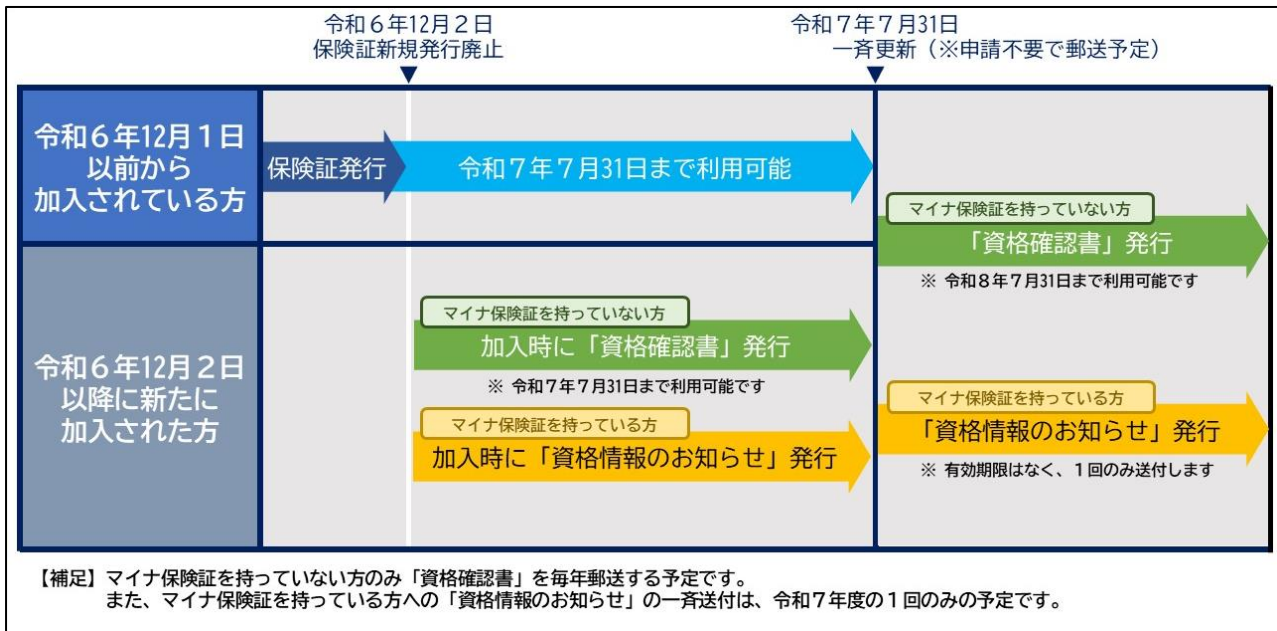
国保料係 054-221-1005

後期高齢者医療係 054-221-1081

○マイナンバーカード交付

戸籍管理課 054-221-1480

【静岡市国民健康保険】紙の健康保険証廃止後の取り扱い



【静岡県後期高齢者医療制度】紙の健康保険証廃止後の取り扱い

